

転倒災害を防ぐ

職場でこんなことはありませんか？



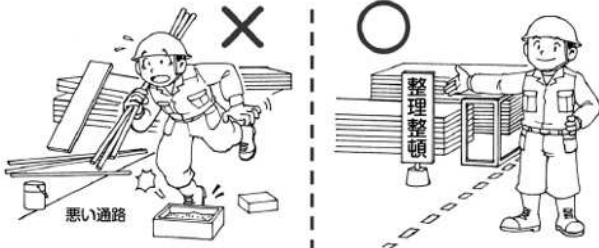
安全通路法令のポイント

通路（安衛則540条）

作業場に通じる場所、作業場内には、安全な通路を設け常時有効に保持する。

主要な通路は表示をする

有効に保持するとは、当該通路に荷、機械等を置かないようにすること、滑り、つまずき、踏み抜き等を防止するための措置を講ずること、通路の上部の空間について周囲の機械等のでっぱりをなくすこと等である。

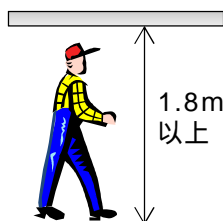


通路の照明（安衛則541条）

正常の通行を妨げない程度の採光又は照明をとる
常時使用しない地下室等で通行する場合は適当な照明具を所持させる

屋内に設ける通路（安衛則542条）

用途に応じた幅を有すること
つまずき、すべり、踏抜き等危険のない状態に保持
通路面から高さ1.8m以内に障害物をおかない



機械間等の通路（安衛則543条）

機械間に設ける通路については幅80cm以上とする。

作業場の床面（安衛則544条）

作業場の床面について、つまずき、すべり、踏抜き等危険のない状態に保持すること。

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP！転倒 検索

プロジェクトの重点取組期間（2月、6月）には、チェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害！

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約3万件（約23%）と最も多く発生しています。

特徴2 特に高齢者で多く発生！

高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満の約3倍リスクが増加します。

転倒災害の主な原因



滑り

・床に油や水が飛散
・ビニールや紙等の上を通行

つまずき

・床に凹凸や段差がある
・床に工具や材料が放置

踏み外し

・両手で荷物を抱えるなど足元がよく見えない状態など

転倒災害対策のポイント

4S（整理・整頓・清掃・清潔）

- ・通路に物を放置しない
- ・通路の汚れ（水、油、粉など）を取り除く
- ・通路の凹凸、段差などの解消

転倒しにくい作業方法

- ・時間に余裕を持って行動
- ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ・足元が見えにくい状態で作業しない

その他

- ・作業に適した靴の着用
- ・転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起
- ・職場の危険マップの作成による危険情報の共有